

様式第2号（第5条関係）

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○令和8年度第2回久喜市上下水道事業運営審議会

1 開会

司会（川口課長）

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第2回、久喜市上下水道事業運営審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、上下水道経営課の川口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員数15人に対しまして、出席者13人でございます。久喜市上下水道事業運営審議会条例第5条に規定されている会議の開催要件を満たしていることを報告させていただきます。

次に、審議会は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開となっておりますことから、本日の会議につきましても、公開とさせていただき、傍聴を希望される方がいる場合には、受入れるものとさせていただきます。なお、傍聴者には会議資料を閲覧できるようにしております。

次に会議は会議録を作成し、公開された会議に係る会議録は作成後、閲覧できるようにします。そのため、会議録の作成にあたり録音につきまして、ご了承をいただきたいと思います。なお、会議録作成システムを使用しておりますので、発言の際はマイクを通して発言していただくようご協力をお願いいたします。会議録につきましては、会長に一任して確認と署名をいただきたいと思います。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前に郵送をさせて

いただきました「令和8年度第2回久喜市上下水道事業運営審議会次第」、「資料1、適正な下水道使用料について」、参考資料といたしまして「久喜市上下水道事業中期経営計画（経営戦略）」、以上次第を含めまして、計3種類でございます。不足等はございませんでしょうか。

2 あいさつ

司会（川口課長）

それでは開会にあたりまして、岡村会長よりごあいさつをいただきたいと思えます。岡村会長よろしく願いいたします。

岡村会長

当審議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。

本日は適正な下水道使用料について、事務局から説明を受けた後に、審議を進めて参ります。もちろん時間の制約もございますけれども、活発なご意見をいただき答申に結びつけたいと考えております。

司会（川口課長）

ありがとうございました。それでは、議事に移らせていただきます。議事の進捗につきましては、審議会条例第5条の規定により、岡村会長にお願いしたいと思います。岡村会長、お願いいたします。

3 議題

- ・適正な下水道使用料について

議長（岡村会長）

議題に入る前に、私の方から皆様に提案がございますので、2、3分お時間をいただきたいと思えます。

前回配布の委員の名簿には、選出母体が明示されておりません。皆様のご了承をいただければ、意見交換の際に有力な情報になるということもございまして、選出母体等明示したいと考えております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員

《異議なし》

それでは、ご了承いただいたということで、事務局から名簿をお配りいただきたいと思います。

皆さんありがとうございました。早速議題に入りたいと思います。本日は適正な下水道使用料ということになりますけれども、公共下水道使用料、農業集落排水使用料について区切って審議を進めたいと考えております。まず事務局から公共下水道使用料についてご説明いただき、そのあとに皆さまからご質問、ご意見をいただきたいと思います。事務局の方よろしいでしょうか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

《事務局より説明》

議長（岡村会長）

ありがとうございました。適正な下水道使用料に向けて、事務局の方から前回より具体的な説明がありました。早速ですが委員の皆様の方から、まず確認、質問、そして提案等がございましたらどうぞ挙手でお願いいたします。

最初は公共下水道使用料について、後に農業集落排水使用料の方に移ります。小杉委員どうぞ。

小杉委員

2点ほどありまして、まず1点目として、料金改定というのは、今後の見込みとして、5年ごとに見直しが予定されているということによろしいのでしょうか。

私は、料金改定は4年ごとがよろしいのかなと思います。なぜかという、昨今値上げをしている自治体を見ますと、30年ぐらい値上げしていなかった経緯がある。値上げというのは誰でも本当は反対だと思います。ただ現実的に上げざるをえない。なぜ30年も値上げができないかという、選挙のことがある、選挙の前だと議員さんも市長さんもそれを言わないですよね。5年ごとですと、次回の市長選挙と重なってしまいますが、4年ごとだったら重ならないため、4年ごとがいいのではないかと思います。

それから2点目として、接続するときに料金を支払いますよね、公共下水道もそれから水道も負担金みたいな形で支払うと思います。この負担金について、水道も下水道も全然触れられていないと思いますが、なぜでしょうか。この2点について説明をお願いします。

議長（岡村会長）

事務局から回答をお願いします。

事務局（石川課長補佐兼係長）

まず1点目の使用料算定期間につきまして、今回5年と設定させていただきました。算定期間は、国の方から3年から5年の間が望ましいという方針が示されております。4年という意見については、市長選挙なりの影響を考慮のことかと思えます。使用料の改定につきましては、我々役所側としても、市民の皆様の意見をまず最大限尊重するというので、この審議会を開催しているという点がございします。審議会からの答申というのは、拘束力はありませんが、市長も、我々役所側も、最大限尊重すべきだという認識でおりますので、4年、またはもっと短く3年というのも1つの選択肢かなと思います。ただ、あまりこの使用料算定期間が短

すぎると、またすぐに改定となってしまいますので、そういったことから今回5年という設定をさせていただきました。料金算定については、今後は定期的にやっていかなければならない状況でございますので、その期間については、また検討させていただきます。

2点目の加入金については、水道の場合は接続するときにお支払いいただくもので、公共下水道につきましては、工事が完了して、その区域が供用開始となった際に、一度だけ受益者負担金をいただく形になっております。水道の加入金と違い、公共下水道の場合は、供用開始した時点で接続する、しないに関わらず、土地の大きさに応じて受益者負担金を賦課させていただいております。こちらについては使用料とはまた別物ですので、今回の算定の中には含まれておりません。

小杉委員

受益者負担金を上げる場合には、審議会で審議するのでしょうか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

受益者負担金につきましても、条例で定めておりますので、単価の改定等が行われる場合には、皆様のご意見を聞くことになると思います。

小杉委員

1件数万円未満でも、件数があれば、何百万という収入になるかと思います。負担金も早め早めに値上げをやっておかないと、今までと同じやり方では対応できなくなってくると思います。料金も負担金も今までの過去の計画の延長線上でどうしていくかという考え方ではなく、例えば農業集落排水を公共下水道に接続する計画を浄化槽に転換する計画に変えるなど、根本的に考え方を変えていかないと、同じことの繰り返しになると思います。これから人口もかなり減ってくると思います。今まで鷺宮のマンションや南栗橋の新規住宅などで人口減少がある程度抑えられて

きましたが、旧久喜と菖蒲は減少傾向です。早め早めに対策を打たないと、今だったら10%で済む値上げが50%ということになります。そうなれば、反対の声も大きくなります。こういう機会なので、負担金も料金と合わせて数万円でも値上げを検討した方がいいと思います。また、使用料算定期間については、3年でははっきり言って短いと思います。一方で、長すぎると今度は政治的な問題も出てくる。そういう理由で、中間ということで、私は4年が丁度良いのかなと思います。

議長（岡村会長）

小杉さんありがとうございました。事務局はただいまの質問に追加があればお願いします。

事務局（石川課長補佐兼係長）

受益者負担金につきましては、先ほど申し上げた通り、下水道に接続する際にいただくものではなく、その区域に下水道管が整備されまして、その土地が下水道を接続できる状態になったときに賦課させていただくものでございます。この受益者負担金につきましては、処理負担区というものを設定しておりまして、その区域を整備したときにかかる総費用を、土地の面積で割り返して、受益者の負担割合を算出しております。なので、経営状況を鑑みて値上げをするといった性格のものではないということをご理解いただければと思います。

小杉委員

整備費用の総額が決まっており、総面積があるから、値上げをする、しないという性格のものではないということですね。そうすると、農業集落排水の方はどうなっているのでしょうか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

農業集落排水につきましては、整備が100%完了しております。農業集落排水については受益者分担金という言い方をしますが、新規で家が建つなど、新たに農業集落排水施設に接続するときには、処理地区ごとに一律で受益者分担金をいただいております。

議長（岡村会長）

農業集落排水については、のちほど質疑の時間を設けたいと思います。他にご質問、ご提案ございますか。

藤村委員

料金値上げはもう避けられない状況にあるということは理解します。今回、県の流域維持管理負担金上がるということで、値上げの良い機会ということだと思いますが、単純にそればかりを強調すると、便乗値上げのような印象も与えかねないと思います。下水道に関しては、千葉の内水氾濫や八潮市の事故のこともあり、市民からの注目も大きくなっているので、この辺のことを住民の皆さんに説明することで、値上げも理解してもらいやすくなると思います。八潮市の事故の件があり、管路の調査を行っていると思いますが、この辺りはどうなっているのかお聞きしたいと思います。あとは経営戦略の中で、合流式下水道の分流化を進めているとありますが、こうした水質改善や内水氾濫対策を進めているということを住民にアピールしていくことも大切だと思います。この辺りいかがでしょうか。

議長（岡村会長）

ただ今の藤村委員のご質問に、事務局は回答をお願いします。

事務局（宮浦課長補佐兼係長）

八潮市の大規模な陥没事故を受けまして、昨年、国の方から全国特別重点調査と

ということで、対象管路について調査をするように要請がございました。それを受けて、当市でも約1キロの管路が対象となりましたので、これを令和7年度にすべて調査をいたしまして、その結果も出ております。汚水管路の方は全て異常なし、雨水管路の方は18ヶ所だったと思いますが、侵入水やひび割れがありましたので、今年の夏に対応を行い、修繕をすべて完了しております。全国特別重点調査の対応は既に完了しておりますが、その他の基幹管路につきましても、下水道ストックマネジメント計画に基づきまして、管路の調査や修繕工事を計画的に実施しておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。藤村さんよろしいですか。

藤村委員

今はすべての管路を点検することとなっていると思いますが、点検周期は何年ごとでしょうか。

事務局（宮浦課長補佐兼係長）

法令上全ての管路に点検義務が定まっているわけではありませんが、基幹管路のうち腐食がしやすい箇所については5年に1回、それ以外の箇所については15年に1回ということになっております。

藤村委員

合流改善の方については進んでおりますでしょうか。

事務局（青木係長）

合流改善については、基本的に合流の汚水が河川に流れる際の水質の悪化が基準

となっております。こちらについては基準を満たしておりますことから、実質、合流改善は完了したということになっております。一方で、合流改善については雨水が入ってくるため、治水に関する部分が大きく影響してきます。こちらについては今後検討を行い、治水に対する合流改善についても引き続き取り組んでいきたいと思っております。

藤村委員

今おっしゃられた合流改善というのは、国が出している水質改善の話ですよね。経営戦略の27ページの分流化のスケジュールを見ますと、現在工事が行われていることになっておりますが、こちらの進捗はどうなっているのでしょうか。スケジュール通りに工事が行われているのでしょうか。

事務局（小森谷課長）

経営戦略に書かれている合流改善に関しては、完全分流という形で、汚水と雨水を分けての工事という計画になっております。一方で、合流区域は旧久喜市の市街地の中にありまして、地下には電気やN T Tの通信、ガス管などが既に埋設されており、新しい下水道管を入れることが難しいところがあります。完全分流化の工事には多大な費用がかかりますが、それに対する交付金もございませんので、その点も含めて今後どのような形で分流化を進めていくか検討してまいります。

藤村委員

なかなかこの計画通りには進まないということですね。わかりました。

議長（岡村会長）

ありがとうございました。その他、ご質問ございますか。小杉さんどうぞ。

小杉委員

藤村さんが仰っているのは、ただ値上げだけをするのではなく、値上げをするからこういうことやっていきますといったことをアピールする必要があるということだと思います。これは防災や危機管理の担当になるかもしれませんが、私が文書で事前に提案をさせていただいたマンホールトイレの整備など、今までやっていない何かプラスアルファのことをアピールする必要があると思います。「やります」ではなく、「検討します」でも構わないので、やはり言葉として付け加えていかないと、なかなか納得していただけないのかなという気がします。審議会の答申では、ただ何円値上げしますというだけの答申ではなくて、そういったことも付け加えていただければありがたいと思います。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。答申には、値上げの有無だけでなく、そういった中長期のプラスの観点も含めてほしいというご意見かと思います。

その他、まだ時間はございますので、いかがでしょうか。小柳委員どうぞ。

小柳委員

農業集落排水についても今質問してしまってよろしいでしょうか。

議長（岡村会長）

構いません。最初に公共と農集で区切ると申しましたが、両者はリンクしておりますので、どうぞ仰ってください。

小柳委員

事務局からの提案で、人数制から従量制への変更が示されましたが、従量制に変更するメリットがあるのかについてお聞きしたいと思います。

それから、公共下水道の話ですけど、基本的には公営企業としてやるべきことに

については使用料で賄っていくということになると思います。資料の16ページにもあるように、経費回収率が100%を下回っているということは、一般会計の補助に頼っている部分もあると思います。独立採算制である以上、料金改定したときには、経費回収率を100%に上げていくことが最適じゃないかという気はするのですが、ただ、色々事情があると思いますので、その辺を考慮してどう運営していくのかっていうところになると思います。一方で、基準内繰入金のように、一般会計がやるべきことは一般会計がやればいいだけのことで、それは税金で賄っていくということじゃないかと思います。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。ただいまのご質問に、事務局の回答をお願いします。

事務局（石川課長補佐兼係長）

農業集落排水で今回提案させていただいているのが、人数制から従量制の変更というものでございます。まずこれを提案した背景として、人数制につきましては、世帯人数で料金が決まり、どれだけ水を流しても料金が変わらないという課題があります。例えば同じ3人世帯でも、節水意識が高い世帯では、使用水量は少ないけれど3,380円、片や3人で、言い方は悪いですが水を使い放題となったとしても3,380円です。公平性の観点から、使用水量に基づく従量制への検討というのが国の方からも示されています。ただ、資料の中でもお示ししました通り、県内の農業集落排水事業では、人数制を採用している団体がまだ多数あります。この背景には、もともと農業集落排水の農村地区というのは、ただ水を使って下水に生活排水を流すだけではなく、庭に散水したり、畑で水を使ったりというような、市街地と違った水の使い方をしているというのがあると思います。ただ、時代や状況も変わってきてまして、農村地区とはいえ核家族化も進み、農家を辞める世帯も多くなっているということもありますので、従量制への変更というののも、検討課題の1つという認

識で、今回の提案をさせていただきました。

議長（岡村会長）

ありがとうございました。その他いかがでしょうか、池田委員どうぞ。

池田委員

資料 17 ページの使用料収入と汚水処理費の推計の維持管理費についてですが、この中で、修繕費、動力費等ありますが、委託料が突出した金額になっております。この委託料の内容を教えてくださいませんか。公共についてもお願いします。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。事務局は回答をお願いします。

事務局（宮浦補佐兼係長）

お答えします。農業集落排水事業の委託料につきましては、大きなものは、年間で 8,000 万円を超える処理場の維持管理業務委託になります。その他にも、処理設備の清掃や敷地内の剪定、汚泥処理の委託などがあり、合計するとこれぐらいの金額になります。公共下水道の委託料につきましても、各ポンプ場や調整池の維持管理費が一番多くなっておりまして、他にもそういった施設の清掃費、調査費、除草費などがありますので、そういったもので経費がかかっております。

議長（岡村会長）

池田さん、ただいまの説明でよろしいですか。ありがとうございます。

その他ご質問、ご提案ございましたら、挙手をお願いします。木村委員どうぞ。

木村委員

先ほど質問も出ておりましたけども、農業集落排水使用料の人数制と従量制ということで、散水したり農作物に使ったりということで、水を使っても流していないという場合があるかと思います。また逆に、農村部においては、台所の飲み水関係だけを上水で賄い、他のトイレとか、お風呂とか、そういうものについては、井戸ポンプからという形で、まだ井戸ポンプを採用している方もいらっしゃるのかなと思います。そういう方が中にはいらっしゃるということで、過去に人数制を採用したのかもしれませんが。今後、農業集落排水については公共下水道に接続をしていくという形になりますと、当然従量制になりますので、今後のことを考えても、従量制に変更してもいいのかなと思います。

議長（岡村会長）

ありがとうございました。今のご意見は、事務局の方針と比例するようなものです。その他、先ほど名簿をお配りしましたけども、いろんな角度からご意見があるかと思います。遠慮なさらずに、ご質問、ご提案ございますか。池田委員どうぞ。

池田委員

先ほどお聞きしました委託料の内容についてですが、委託業者の入札は、何年かに1回という形で行われているのでしょうか。過去に久喜市の方で漏水の調査を東京の会社に委託したことがあったかと思います。実績のある有名なところではあったそうですが、いろいろ不祥事があって、急遽委託を取り消したということがありまして、そのあと別の業者に決まったようです。委託業者の入札には、こういった決まりがあるのでしょうか。特定のところに指名されているのでしょうか。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。事務局の回答をどなたかお願いいたします。

事務局（宮浦補佐兼係長）

お答えいたします。まず漏水の調査については、水道事業になりますので、別の事業になります。公共下水道と農業集落排水、それぞれ維持管理の業務委託につきましては、現在３年間の長期継続契約ということで、３年に一度入札を実施いたしまして、最低額で落札した業者に決定して委託しているものです。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。その他ございますか。小杉委員どうぞ。

小杉委員

２８ページの使用水量によって単価が違うという折れ線グラフについて、大量使用者も少量使用者も、どの水量区画についても、同じような率で値上げをするということではよろしいのでしょうか。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。この点いかがでしょうか。事務局お願いします。

事務局（石川課長補佐兼係長）

資料の２８ページの右側のグラフで示しておりますボリュームゾーンにおける使用料単価につきましては、そのボリュームゾーンで使っている水量を１立方メートル当たりで割って算出したものです。１から１０立方メートルが１５３円と高くなっているのは、現行の使用料が１立方メートル使っても８００円、１０立方メートル使っても８００円という基本水量制になっていることによるもので、単価を計算しますとこういう高い数値になって参ります。今後、基本水量制を解消するとすると、ここの単

価は下がってくるものと思われます。現行は従量区分の設定で累進制と言って、水量が多くなる方が、単価が高くなっているのですが、今回の使用料改定案では、その体系は維持したまま、公平性の観点から、平均的な改定率を掛けた改定案を出させていただきます。

議長（岡村会長）

今のご質問等する事務局の回答について、私の方からも確認したいことがあります。大量の水を使っている大口の方というのは、企業とか、或いは工場とか病院とか、そういう認識でよろしいのでしょうか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

はい。大口といわれる1ヶ月1,000立方メートルを超えるような使用者というのは、基本的に大量の水を使う工場のような企業が対象となります。

議長（岡村会長）

久喜市にはデータセンターはありませんけれども、そういった工場では、大量の水を使うことになりますね。さっき累進制という言葉がありましたが、逆に大量使用者に対して割引とかそういうものは、過去にあったのですか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

大口の使用者に対して何か割引を行ったというのは、私の知る限りではでないと思います。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。その他ございますか。小杉委員どうぞ。

小杉委員

先ほど改定率の説明の中で「平均的」という言葉がありましたが、値上げ率は水量区画ごとと一緒にではないということよろしいのでしょうか。

事務局（石川課長補佐兼係長）

資料の３６、３７ページをご覧ください。今回提案させていただきました、各改定パターンが一番右側に水量区画ごとの改定率を記載させていただきました。１から１０立方メートルについては、今回新たに単価を設定させていただいたので、改定率のところは棒線になっています。その他は、現行の単価に対しての改定率となっており、全く同じではありませんが、各水量区画の単価が同じような改定率になるようにパターンを設定させていただきました。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。公共下水道と農業集落排水について分けて質疑すること、最初に申し上げましたけども、実際には双方密接に関連しておりますので、一緒に質問ないしご提案をいただきました。その他ございませんでしょうか。

小杉委員どうぞ。

小杉委員

今日の審議会の開催についてですが、傍聴席にだれもいらっしゃらない。これは、ホームページの新着情報に開催のお知らせが載っていないことによるもの大きいと思います。審議会の開催について、課のページには載っていますが、市民の方はそこまで見ないと思います。値上げのときこそ、なるべく情報をオープンにしていかないと、市役所やこの審議会に対する信頼を失ってしまうと思います。審議会の第１回目の資料を見れば、今後の日程もわかっているわけですから、審議会の開催について、事前にもっと表に出すべきだと思います。

議長（岡村会長）

情報の出し方を工夫していただけないかということだと思いますけど、事務局は回答をお願いします。

事務局（石川課長補佐兼係長）

審議会の開催情報等をホームページの新着情報に載せられないかということについてですが、庁内で新着情報には載せないというルールになっております。申し訳ありません。久喜市では多くの審議会を設けており、その全てを載せると新着情報が埋まってしまうという事情があります。審議会に関しては、最重要事項である諮問、答申の内容については新着情報でお示しをするのですが、開催情報や会議録の公開については、新着情報には載せないという運用をしております。小杉委員のご意見につきましては、担当する部局等に情報共有させていただきますので、ご理解いただければと思います。

議長（岡村会長）

ありがとうございます。小杉委員よろしいですか。

小杉委員

以前の久喜市のホームページは、委員募集のお知らせなど見つけやすかったのですが、今のホームページは特に調べたいものがある方にとっては調べやすいですが、そうでない方にはわかりにくいと思います。市役所の方から伝えたいものが伝えづらい形になっているので、その辺を対応していかないと、民主主義の問題にもなると思いますので、市役所全体的なスタンスとして、ご対応いただければと思います。

議長（岡村会長）

確かに、値上げに関わる審議会の方たちには、一種のプレッシャーがかかりますよね。私は大学の連携ということで参加しておりますけども、市の上下水道の利用者でもあります。市民の目線からすると、やっていることや、その内容がうまく届いていないのかもしれませんが、今は回覧板というものはありませんが、一目でわかるような伝え方について、ご検討いただきたいということだと思います。

議長（岡村会長）

その他、ございますか。事務局の方からも追加の説明等ございますか。よろしいですか。それでは、これで審議を打ち切りたいと思います。

農業集落排水、それから公共下水道について、ご議論いただきました。冒頭に説明がありましたように、次回の審議会では、答申の内容も含め、最終段階での検討をするということになるかと思います。本日の私の議長としての役割はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

4 その他

司会（川口課長）

ありがとうございました。それでは、次第の4、「その他」に入らせていただきます。今後の審議会のスケジュールについてです。次回開催は10月23日金曜日、午後2時から、本日より同じ鷺宮行政センター4階会議室での開催を予定しております。開催通知につきましては、これよりお配りさせていただきます。

ご欠席される場合につきましては、事前に事務局までご連絡をいただきたいと思います。

5 閉会

司会（川口課長）

それでは、閉会の挨拶を、木村副会長にお願いしたいと思います。木村副会長、

よろしくお願いいたします。

木村副会長

大変お疲れ様でございました。皆様のご協力によりまして滞りなく審議を進行することができました。以上をもちまして第2回審議会を閉会したいと思います。ご苦勞様でございました。

司会（川口課長）

以上をもちまして、令和8年度第2回久喜市上下水道事業運営審議会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和8年10月13日

岡 村 宗 二

（注）特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。